

あおもり飲食店需要喚起推進事業業務 企画提案競技実施要領

1 趣旨

本業務を委託するものの選定について、企画提案競技形式によることとし、所要の実施要領を定めるものである。

2 業務の内容

別紙仕様書のとおり

3 委託金額の上限額

金35,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 企画提案競技の内容

(1) 選定方法等

企画提案競技に参加しようとする者は、下記(3)に掲げる書類を県に提出するとともに、別途開催する審査会において、プレゼンテーションを行う。審査は、提出された書類及びプレゼンテーションの内容に基づいて行い、審査会で最も優れた提案を行ったと認める者を委託先候補として選定する。

(2) 公募条件（参加資格）

国内に本社事務所を有する事業者であり、かつ以下のいずれにも該当しない者であること。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当する者
- ・会社更生法（平成14年法律第154条）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく手続を行っている者
- ・暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の統制の下にある者
- ・法人税、消費税及び地方消費税等を滞納している者

(3) 提出書類

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 企業概要（関連業務実績、国や地方自治体等公的機関からの受託実績、組織体制、経営状況等）
- ③ 企画提案書
記載内容は「5 企画提案書について」のとおり。

(4) 提出方法

上記(3)に掲げる提出書類各5部（参加表明書は1部、FAX可※FAXした際、連絡すること。提案書は正本1部、副本4部）を郵送又は持参で提出すること。

なお、提案書類は返却しない。

(5) 提出期限

参加表明書 令和2年10月15日(木) 17時00分必着

参加表明書以外の書類 令和2年10月21日(水) 17時00分必着

(6) 提出先・問い合わせ先

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1-1 県庁舎南棟4階

青森県 商工労働部 地域産業課 創業支援グループ 鈴木

※本事業に対する問い合わせ対応時間：土日祝日を除く下記の時間。

(8:30~12:00 13:00~17:15)

TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

電子メール chiikisangyo@pref.aomori.lg.jp

※電子メール送信の際は、件名を「あおり飲食店需要喚起推進事業業務委託に係る公募型プロポーザルについて(〇〇〇)」とし、「〇〇〇」には提案者名を記載すること。

(7) 質問の受付及び回答

① 受付期限 令和2年10月15日(木) 17時00分

② 受付場所 (6)に同じ。

③ 提出様式 質問書(様式2)を用いることとする。

④ 提出方法 FAXや電子メールにより行うこと。

⑤ 回答 令和2年10月20日(火)までに、参加表明書提出者に電子メールにより回答する。

⑥ その他 受付期間以外の質問については、回答しない。

5 企画提案書について

企画提案書は、次に定めるところにより作成し提出するものとする。様式は任意とし、A4又はA3サイズ(折り込むこと)を基本とする。

当業務仕様書及び企画提案競技実施要領に基づき作成し、以下の構成とすること。

(1) 企画提案書(基本的な記載事項は以下のとおり)

① キャンペーン名の考案・ロゴの制作

② 参加店募集に係る申込方法、販促物等

③ 飲食店利用者に係る応募方法、食事券の制作等

④ キャンペーン等WEBサイトの企画・制作

⑤ キャンペーン等のPRに係る企画・情報発信

⑥ その他仕様書で要求している事項以外でも、有益なものについては積極的に提案すること。

(2) 実施体制

本業務を実施する場合の業務責任者及び従事者について、職・氏名、実績や担当業務内容について明記すること。

(3) 経費見積書

積算根拠が明確になるよう具体的に記載することとし、委託金額の上限額以内の金額とする。

(4) 実施スケジュール

別紙キャンペーン実施要領に定めのある各期間を参考にし、参加店募集期間、キャンペ

ーン実施期間（応募期間）、抽選、食事券利用期間、アンケート調査実施期間、食事券換金請求期間、振込期間など全体の行程を提示すること。

実施要領に定めのない期間については、効果的に運営できる期間を提案すること。

(5) 営業窓口担当者の職・氏名及び連絡先

6 企画案のプレゼンテーション

審査は、プレゼンテーション審査とし、審査会が評価点方式により行い、評価点をもとに審査員全員の協議により契約予定者を特定する方法とする。評価項目は別添のとおり。

以下によりプレゼンテーションを行うので、提案者は必ず出席すること。

(1) 日 時

令和2年10月23日（金）午後

(2) 場 所

青森県庁（青森県青森市長島一丁目1-1）

(3) 進 行

1団体20分以内のプレゼンテーション及び10分程度の質疑応答を予定。

※開始時間等については、提案者毎に別途連絡する。

7 審査結果の通知

審査終了後、速やかに提案者に通知する。

なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

8 契約に関する基本的事項

(1) 企画提案書が選定された者は業務受託予定者とし、随意契約の見積徴取の相手方とする。

ただし、選定された者に事故等があり見積徴取が不可能となった場合は、次点の者を当該見積徴取の相手方とする。

(2) 選定された企画提案書を参考に、委託内容や金額の協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。

(3) 再委託は発注者の事前承認を必要とするが、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(4) 成果物及び構成素材に関する第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含む。

(5) 原則として前金払いは行わない。

(6) 業務における成果品（業務を行う上で製作したデータ等を含む。）に関する一切の著作権その他の知的財産権については、引渡し時点で青森県に帰属するものとする。ただし、成果品に含まれる受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等については受託者に留保されるものとし、受託者がこれらを利用し成果品に類似した製品を作成することを妨げない。

9 その他

(1) 本企画提案競技への参加に要する経費については提案者が負担する。

(2) 参加表明書及び企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

別紙 1

審査項目及び評点基準

審査項目	審査の観点	評点基準	配点
1 キャンペーン等に係る企画・制作、運営、情報発信等（70点）			
①キャンペーン名の考案・ロゴの制作業務	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店の利用を促すような分かりやすく、親しみのある名称、ロゴになっているか。 	優れている 10点 十分である 5点 不足している 0点	10点
②参加飲食店募集に係る企画・運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの飲食店に参加してもらう工夫がされているか。 ・参加申込が簡易で効率的な方法であるか。 ・参加飲食店への販促物（ポスター・チラシ等）については、効果的なデザイン、部数であるか。 ・利用者へ配布するチラシ兼応募券台紙等の使用方法やデザインは分かり易いか。 ・参加飲食店の取りまとめについて速やかにデータ化できるノウハウがあるか。 ・参加飲食店からの換金請求に対し速やかな換金手続方法であるか。 ・参加飲食店へのアンケートの実施方法が効率的かつ効果的なものであるか。 	優れている 20点 十分である 10点 不足している 0点	20点
③飲食店利用者に係る企画・運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの県民に飲食店を利用してもらう工夫がされているか。 ・応募方法が簡易で効率的であるか。 ・食事券が不正行為を防止する仕様となっているか。 	優れている 20点 十分である 10点 不足している 0点	20点
④WEBサイトの企画・制作業務	<ul style="list-style-type: none"> ・参加店公表リスト、参加飲食店申込フォーム、食事券応募フォームは分かり易い仕様、機能となっているか。 ・その他、キャンペーンに参加を促すデザインとなっているか。 	優れている 10点 十分である 5点 不足している 0点	10点
⑤キャンペーンの情報発信に係る企画・運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンペーンの内容が県内飲食店及び県民に広く周知する方法であるか。 ・テレビ、ラジオ、新聞、SNS等を活用してプロモーション方法、規模、回数を工夫しているか。 ・SNS等を効果的に活用しているか。 ・その他、独自の創意工夫がみられるか。 	優れている 10点 十分である 5点 不足している 0点	10点

2 実施体制（10点）				
①人員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・突発的な事項への対応も含めた適切な人員体制となっているか。 ・担当者の実績・経歴等は十分か。 	優れている 5点 十分である 3点 不足している 0点		5点
②業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでに類似の業務受託実績があるか。 ・受託業務の遂行に必要なノウハウやネットワーク等を保有しているか。 ・事業を実施するための、経営基盤・管理体制が整っているか。 	優れている 5点 十分である 3点 不足している 0点		5点
3 積算経費（10点）				
①経費の見積内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の遂行に要する経費が過不足なく計上されているか。 ・経費の削減に努めているか。 	優れている 10点 十分である 5点 不足している 0点		10点
4 その他（10点）				
①実施スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な作業が適切な時期に設定されているか。 	優れている 5点 十分である 3点 不足している 0点		5点
②積極性、独自の創意工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書記載の要件以外にも、参加飲食店や県民の利便性の向上や周知等に資するような積極的・独自性のある提案や工夫が見られるか。 	優れている 5点 十分である 3点 不足している 0点		5点
合 計				100点

※評点は、審査項目毎に配点内において1点刻みとする。

(様式1)

参加表明書

年 月 日

青森県商工労働部地域産業課長 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

「あおり飲食店需要喚起推進事業業務」の内容を了承し、企画提案競技に参加します。
なお、提出書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

【本件に関する連絡先】

所 属 部 署：
担 当 者 名：
メー ル ア ド レ ス：
電 話 番 号：
F A X 番 号：

(様式2)

質 問 票

件名 あおもり飲食店需要喚起推進事業業務

番号	質問事項	質問項目
会社等名称		
担 当 者	所属	
	氏名	
	連絡先	TEL FAX E-mail

あおり飲食店需要喚起推進事業「(仮)飲食店需要喚起キャンペーン」 実施要領

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染防止対策を講じている県内飲食店を利用した方を対象に食事券が当たるキャンペーンを実施し、県民が安心して飲食店を利用できる環境づくりを進めるとともに、県民あがての県内飲食店利用の機運醸成を図る。

2 内 容

キャンペーンに賛同した県内の飲食店を利用し、1,000円(消費税込み)を一口として指定のWEBページ又はハガキで応募すると、抽選で1,400名様に本キャンペーンに参加飲食店で利用できる食事券が当たる。

3 キャンペーン参加店舗

新型コロナウイルス感染防止対策を講じている県内飲食店舗で、感染防止対策キャンペーンの趣旨に賛同した店舗。

4 参加飲食店募集期間

令和2年11月6日(金)～令和2年12月11日(金)

5 参加方法

- ① HP「(仮)飲食店需要喚起キャンペーンサイト」内の申込フォームに必要事項を入力し、飲食店を利用した証拠書類を添付して申込する。
- ② 申込書に必要事項を記入の上、飲食店を利用した証拠書類を添付して「(仮)飲食店需要喚起キャンペーン」事務局へ郵送で申込する。

6 キャンペーン実施期間

令和2年11月20日(金)～令和3年1月8日(金)

※実施期間中であっても、行動制限等の状況により中断や終了する場合があります。

7 食事券の利用期間

令和3年1月22日(金)～令和3年3月7日(日)

8 応募方法

- ① 参加飲食店に設置したポスター等に掲載されているQRコード又はHP「(仮)飲食店需要喚起キャンペーンサイト」から応募フォームにアクセスし、必要事項を入力の上、参加飲食店が必要事項を記入した応募台紙の写真を添付して応募する。
- ② 参加飲食店が必要事項を記入した応募台紙に、氏名・住所・電話番号等を記入の上、「(仮)飲食店需要喚起キャンペーン」事務局へ郵送で応募する。
(例:参加飲食店で税込み3,400円をお会計した場合、3口の応募資格となる。)

9 当選発表

締切後、厳正なる抽選により当選者を決定し、発送をもって当選発表とする。なお、発送はキャンペーン期間終了後、2週間以内を予定。

10 その他

- ・参加飲食店は、事務局が配布する販促物(ポスター、チラシ兼応募台紙)を設置する。
- ・参加飲食店は、HP「(仮)飲食店需要喚起キャンペーンサイト」に掲載する。